

令和8年6月23日

各報道機関文教担当記者 殿

職員の懲戒処分について

日頃から、本学の教育研究活動に係る報道にご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり情報提供いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

「職員の懲戒処分について」
(詳細は別紙のとおり)

本件照会先：
金沢大学広報室 川端 則康
Tel 076-264-5010

※照会は、本日17:00までとさせていただきます。

職員の懲戒処分について

本学は、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

融合研究域融合科学系 教授 藤生慎

2 処分の内容

- (1) 懲戒処分 懲戒解雇
- (2) 違反した規定 本学倫理規程第5条第1項第1号
(利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。)
- (3) 処分決定日及び処分書交付日
令和8年6月19日
- (4) 処分効力発生日 令和8年6月22日

3 事案の発覚及び事案の概要

令和8年1月、外部から、被処分者が研究費等不正経理に関与している疑いがあるとの通報がありました。直ちに本学において対策本部、予備調査委員会を設置し、調査を開始しました。同年3月13日に研究費等不正経理の関与が疑われる業者に対し、予備調査委員会が聞き取り調査を行った結果、当該業者から被処分者の預金口座に還流されている金銭があることを確認しました。

なお、本学は上記に関し、同年3月23日に石川県警に被害届を提出しており、現在も捜査が行われておりますので、事案の詳細については公表を差し控えさせていただきますこと、ご了承ください。

4 判断と処分の決定

本学においては、予備調査委員会による事実調査結果を受け、同年4月より被処分者の懲戒処分を目的とした調査委員会を設置、調査・審議を行った結果、被処分者が利害関係者から金銭を受領していることを認定しました。

この審議結果を受け、同年5月開催の教育研究評議会の下に審査委員会を設置、審査を行い、被処分者の行為は、利害関係者から金銭を受領しており、教育者として不適切な行動であるとし、解雇の処分が妥当であると判断されました。

以上を踏まえ、教育研究評議会及び役員会において審議、本処分を決定しました。

5 本事案にかかる管理監督責任

本事案が発生したことを受け、被処分者が所属している融合研究域長に対し、監督

者責任として、学長から文書にて嚴重注意を行いました。

6 今後の対応

現在も、事案の全容の把握に向けた調査に加え、全学を対象とした調査を行っております。今後、調査結果にもとづき、再発防止策の検討を行うなど、適切に公表し信頼回復に努めてまいります。また、捜査の進展に合わせ、損害回収を含む法的対応についても適切に対処してまいります。

なお、このような事案の発生を未然に防げなかったことに関し、経営責任として、学長及び財務担当理事については、役員報酬の一部を、それぞれ自主返納いたします。

【学長コメント】

日頃よりご支援いただいている皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けするとともに、教育研究機関として社会からの信頼を著しく損なうことになり、深く心よりお詫び申し上げます。

学生を教育、指導する立場にある教員が、本学が研究費等を支払った利害関係者から不正に金銭を受領していることが判明しました。このような行為は、本学の信用を貶めるものであり、憤りを禁じ得ません。言語道断で、極めて遺憾であります。

学長として私自身が先頭に立ち、捜査に全面的に協力しながら、教育研究機関として、透明性と説明責任を徹底し、厳正に対処してまいります。

さらに、社会の信頼回復に全力で取り組み、再発防止に向け、不退転の決意で全学を挙げて改革を徹底してまいります。

令和8年6月23日

国立大学法人 金沢大学長

和田 隆志（わだ たかし）